

早稲田大学教授 岡田憲樹著

会社法要論

青林書院新社

岡田 憲樹 (おかだ けんじゅ)

早稲田大学商学部教授

[主要著書]

私法学序説(評論社), 商法総則(評論社), 商法海商(評論社),
商行為法・保険法(評論社)共著, 判例コンメンタール 商法Ⅲ上
(三省堂)分担執筆。

会社法要論

©1979岡田

昭和54年4月25日 初版第1刷印刷

昭和54年5月7日 初版第1刷発行

検印

著者 岡田 憲樹

廃止

発行者 逸見 俊吾

(株) 青林書院新社

113 東京都文京区西片1-3-17/電話(03)815-5897

真正社印刷/難波製本

落丁・乱丁はおとりかえいたします。

3032-99740-3862

明治三二年主としてドイツ商法に依拠して制定された商法の会社に関する規定は、その後、明治四四年、昭和一三年にそれぞれ改正されたが、戦後、アメリカ法の影響を受け、昭和二五年の改正により会社法とりわけ株式会社法は広範囲にわたってアメリカ法の諸制度を採用し大変化を遂げるにいたった。その後も、昭和三七年に株式会社法の計算に関する規定を中心とする改正がなされ、次いで昭和四一年に株式譲渡の制限・株式の譲渡方法・株券の不所持制度その他の重要な改正が行なわれ、さらに、昭和四九年には株式会社法の監査制度を中心とする改正が行なわれた。しかも現在すでに株式会社法の機関や株式制度に関する改正の準備が進められている。このように会社法とくに株式会社法について重要な改正が頻繁に行なわれることは、株式会社近代資本主義企業の経営体として種々の長所を有し、経済秩序の上に重要な地位を占めているからにはかならない。

本書はこれからこのような会社法を学ぶ人たちのために、株式会社法を中心としながら会社法の全般について体系的な理解を与えることを目的とし、平易明解にわかりやすくその基本を説明しようとして試みたものである。もとより法律には、解釈上學說の分かれる問題点が少なくないが、司法試験・公認会計士二次試験の商法指導に当たった経験からできるだけ重要論点を多く取り上げ、代表的見解を示すことに努めた。そのため、相当詳しく説明を試みたところもあるが、これによって具体的な問題解

凡 例

◇本書の用字用語は、原則として当用漢字、現代仮名づかいによつたが、法典に用いられているものないしは引用文は、原文どおりとした。

◇判例の引用にあたり略記したものは、次の略語によつた。

最判	最高裁判所判決	民録	大審院民事判決録
大判	大審院判決	高裁民(刑)集	高等裁判所民事(刑事)判例集
東京高判	東京高等裁判所判決	下級民(刑)集	下級裁判所民事(刑事)裁判例集
東京地判	東京地方裁判所判決	判時	判例時報
民(刑)集	最高裁判所または大審院民(刑)事判例集	判タ	判例タイムズ

◇主たる法令引用の略記は次の通りである。

商	商法	監査特例	株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律
旧商	明治二三年のいわゆる「旧商法」 (法三二二号)ではなく、現行商法の改正前をさす。	有	有限会社法
商改施	商法中改正法律施行法(昭和十三年)	計算規	株式会社の貸借対照表、損益計算書及び附属明細書に関する規則
改商施	商法の一部を改正する法律施行法(昭和二六年)		

改正商附則	商法の一部を改正する法律附則	民	民法
財務諸表規	財務諸表等の用語、様式及び作成方	手	手形法
社登	法に関する規則	小	小切手法
担保社	社債等登録法	獨禁	私的獨占の禁止及び公正取引の確保 に関する法律
商登	担保附社債信託法	會更	会社更生法
証取	商業登記法	民訴	民事訴訟法
証取令	証券取引法	破	破産法
非訟	証券取引法施行令		
	非訟事件手続法		

目次

第一章 総論 三

第一節 会社法序論 三

一 会社法の意義 三

二 会社法の特質 四

三 会社法の法源 五

- (1) 各種の法源 (五)
- (2) 法規適用の順位 (五)

第二節 会社の概念 七

一 緒説 七

二 営利性 七

三 社団性 八

四 法人性 九

第三節 会社の経済的機能および沿革……………二

一 会社の経済的機能……………二

(1) 企業主体からみた経済的機能(二) (2) 社会的見地からみた経済的機能(三)

二 会社の沿革……………三

第四節 会社の種類および分類……………六

一 商法および有限会社法上の会社とその組織構造上の特徴……………六

(1) 四種の会社——合名会社・合資会社・株式会社・有限会社(二) (2) 会社区別の基準と組織構造上の特徴(二)

二 会社の分類……………一〇

(1) 人的会社と物的会社(三) (2) 一般法上の会社と特別法上の会社(三) (3) 商事会社と

民事会社(三) (4) 内国会社と外国会社(三)

第五節 会社の能力……………一五

一 会社の権利能力……………一五

(1) 一般的権利能力(二) (2) 権利能力の制限(三)

二	会社の意思能力・行為能力・不法行為能力……………	六
(1)	意思能力および行為能力(三〇)	(2) 不法行為能力(三〇)
三	会社の公法上の能力……………	三〇
(1)	当事者能力・訴訟能力(三〇)	(2) その他の公法上の能力(三〇)
第六節	会社の設立……………	三二
一	会社の設立……………	三二
(1)	設立手続(三一)	(2) 設立行為(三一)
二	設立に関する国家的関与と立法主義……………	三三
(1)	設立に関する国家的関与(三一)	(2) 設立に関する立法主義(三一)
三	設立登記……………	三三
(1)	設立登記制度(三一)	(2) 設立登記手続(三一)
(3)	設立登記の効果(三三)	
四	会社設立の制限(持株会社の設立禁止)……………	三三
第七節	会社の解散……………	三六
一	解散の意義……………	三六
二	解散の原因……………	三六
三	解散の効果……………	三六

第二章 株式会社 四

第一節 総説 四

一 株式会社の沿革 四

- (1) 株式会社制度の起源 (四二)
- (2) わが国における発生 (四三)

二 経済的機能 四二

- (1) 株式会社の長所 (四三)
- (2) 株式会社の短所 (四三)

三 法的規制の特色 四三

第二節 株式会社の概念 四三

一 株式会社の意義 四三

二 株式会社の法律的特質 四三

- (1) 株式 (四五)
- (2) 株主の有限責任 (四五)

三 株式会社の資本 四六

- (1) 資本の意義 (四六)
- (2) 資本に関する三原則 (四七)

第三節 株式会社の設立……………五〇

第一款 総 説……………五〇

一 緒 説……………五〇

- (1) 設立手続の特質(五〇)
- (2) 二種の設立方法(五〇)

二 発 起 人……………五二

- (1) 発起人の意義(五二)
- (2) 発起人の員数・資格・株式引受義務(五二)
- (3) 発起人組合(発起人相互の関係)(五二)
- (4) 設立中の会社(五二)
- (5) 設立中の会社と発起人(五二)

三 定款の作成……………五三

- (1) 定款の意義(五三)
- (2) 定款作成の方式(五三)
- (3) 定款の記載事項(五三)

四 設立に際しての株式発行事項の決定……………五六

- (1) 株式発行事項の決定(五六)
- (2) 決定方法(五六)

第二款 発起設立……………五五

一 緒 説……………五五

二 株式総数の引受……………五五

三 出資の履行……………五六

- (1) 金銭出資(五六)
- (2) 現物出資(五六)

四	取締役および監査役の選任	三五
五	設立経過の調査	三五
	(1) 検査役の選任・調査(三〇)	
	(2) 定款の変更処分(三〇)	
第三款	募集設立	三七
一	緒 説	三七
二	株式の引受	三七
	(1) 発起人による株式の一部引受(三七)	
	(2) 株主の募集(三七)	
	(3) 株式の申込み(三〇)	
	(4) 株式引受の無効・取消の制限(三〇)	
	(5) 株式の割当・引受(三〇)	
三	出資の履行	三七
	(1) 金銭出資(三二)	
	(2) 現物出資の給付(三三)	
四	変態設立の場合の検査役による調査	三七
五	創立総会	三七
	(1) 意義(三七)	
	(2) 招集および決議(三七)	
	(3) 権限(三七)	
第四款	設立登記	三七
一	登記手続および登記事項	三七
	(1) 登記手続(三七)	
	(2) 登記事項(三七)	
二	登記の効果	三七

- (1) 本来の効果(六七)
- (2) 特別の効果(六七)

第五款 設立に関する責任……………六七

一 責任の強化……………六七

二 責任の主体および態様……………六七

- (1) 発起人の責任(六七)
- (2) 取締役および監査役の責任(六七)
- (3) 擬似発起人の責任(六七)

三 責任の実現……………六七

- (1) 責任免除の制限(六七)
- (2) 代位訴訟(六七)

第六款 設立の無効……………六七

一 緒 説……………六七

二 無効原因……………六七

三 無効の訴え……………六七

四 無効判決の効果……………六七

- (1) 原告勝訴の場合(六七)
- (2) 原告敗訴の場合(六七)

第四節 株式会社および株主……………六七

第一款 総 説……………六七

一 株 式……………六七

(1) 株式の意義(六七) (2) 資本と株式との関連性の切断(六七) (3) 額面株式と無額面株式(六七)

二 株式の分割および併合 六〇

(1) 株式の分割(六〇) (2) 株式の併合(六一)

三 株主 六一

(1) 株主の意義(六一) (2) 株主平等の原則(六一)

第二款 株主の権利・義務 六二

一 株主の権利 六二

(1) 株主の権利といわゆる債権者の権利(六二) (2) 株主の権利の分類(六二)

二 権利の内容による株式の種類 六三

(1) 緒説(六三) (2) 優先株・普通株・後配株(劣後株)・混合株(六三) (3) 償還株式(六七)

(4) 転換株式(六三) (5) 議決権なき株式(六四)

三 株主の義務 六四

(1) 株主の義務の意義・性質(六四) (2) 出資義務(六四) (3) 出資の方法と資本の充実(六四)

第三款 株券および株主名簿 六五

一 株券 六五

(1) 株券の意義・性質(六五) (2) 株券の種類(六五) (3) 株券の発行(六五) (4) 株券の

不所持制度(六五) (5) 株券の喪失と再発行(六五)

二 株主名簿……………二〇八

(1) 株主名簿の意義 (二〇〇) (2) 株主名簿の効力 (二〇五) (3) 株主名簿の閉鎖および基準日 (二〇〇)

第四款 株式の移転……………二二

一 株式の譲渡……………二二

(1) 株式譲渡の意義 (二二) (2) 株式譲渡の自由とその制限 (二二) (3) 株式の譲渡方法 (二二)

二 株式の名義書換……………二三

(1) 名義書換の意義 (二三) (2) 名義書換の手続 (二三) (3) 名義書換代理人・登録機関 (二三)

三 株券の善意取得……………二三

四 株式の質入……………二四

(1) 株式質入の可能性 (二四) (2) 質入の方法 (二四) (3) 譲渡担保の方法 (二五)

五 株式の消却……………二五

(1) 株式消却の意義 (二五) (2) 株式消却をなしうべき場合 (二六) (3) 利益消却 (二六)

第五節 会社の機関……………二六

第一款 総 説……………二六

一 株式会社との機関……………二六

二 改正経過……………二六

第二款 株主総会	100		
一 株主総会の意義	100		
二 株主総会の権限	100		
三 株主総会の招集	100		
(1) 招集権者(一三〇)	(2) 招集の時期(一三一)	(3) 招集の手続(一三二)	(4) 招集地(一三三)
四 議決権	101		
(1) 議決権の数(一三三)	(2) 議決権の行使(一三四)		
五 議事および議事録	101		
(1) 議事(一三五)	(2) 議事録(一三六)		
六 決議	101		
(1) 普通決議(一三七)	(2) 特別決議(一三八)	(3) 特殊の決議(一三九)	
七 決議の瑕疵	101		
(1) 決議の瑕疵と各種の訴えの制度(一四〇)	(2) 決議取消の訴え(一四二)	(3) 決議無効の訴え(一四三)	(4) 不当決議の取消または変更の訴え(一四四)
第三款 取締役	102		
一 緒説	102		
二 取締役の選任	102		

(1) 取締役の資格 (一四〇)	(2) 取締役の員数および任期 (一四〇)	(3) 選任方法 (一四〇)	(4) 選任の登記 (一四〇)	(5) 選任の瑕疵と職務代行者の選任 (一四〇)
三 取締役の終任……………一四二				
(1) 終任事由 (一四二)	(2) 終任の登記 (一四二)	(3) 欠員の場合の特別措置 (一四二)		
四 取締役と会社との関係……………一四三				
(1) 緒説 (一四三)	(2) 報酬の決定 (一四三)	(3) 取締役の行為の制限 (一四三)		
五 取締役の違法行為の差止……………一四四				
(1) 差止請求の意義 (一四四)	(2) 差止請求の要件 (一四四)	(3) 差止請求の手續 (一四四)		
六 取締役の責任……………一四五				
(1) 会社に対する責任 (一四五)	(2) 第三者に対する責任 (一四五)	(3) 資本充実の責任 (一四五)		
七 代位訴訟……………一五〇				
(1) 代位訴訟の意義 (一五〇)	(2) 代位訴訟で追及しうべき責任範囲 (一五〇)	(3) 訴えの性質 (一五〇)	(4) 訴えの当事者 (一五〇)	(5) 訴え提起前の手續 (一五〇)
(7) 再審 (一五〇)	(8) 訴訟費用の補償 (一五〇)	(6) 訴えの手續 (一五〇)		
第四款 取締役会……………一五二				
一 取締役会の意義および権限……………一五三	(1) 取締役会の意義 (一五三)	(2) 取締役会の権限 (一五三)		